構造的知能暴力事件をはじめとする構造的不正に対する取組の強化等について（通達乙）

〔令和７年４月１日
捜二発第42号
本部長から部長及び参事官、所属長宛て〕

（概要）

構造的な利権を創出し、違法・不当に利益を享受している者に係る構造的知能暴力事件は、国民生活に大きな悪影響を及ぼすものであることから、これら構造的不正に対する取組の強化等を図ることを指示したものである。

主な内容は

○　取組の強化

○　情報収集活動の強化

等である。